

平成21年第4回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年5月26日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年5月26日
2. 閉 会 平成21年5月26日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊 藤 勝
3番	青 木 照 夫	8番	武 藤 道 廣	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	大 沼 洋 平	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

な し

平成21年第4回西会津町議会臨時会会議録

平成21年5月26日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊藤	勝
3番	青木	照夫	8番	武藤	道廣	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	大沼	洋平	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口博續	経済振興課長	新田新也
副町長	薄友喜	会計管理者兼出納室長	長谷川文男
総務税政課長	伊藤要一郎	教育委員長	佐藤晃
まちづくり政策室長	成田信幸	教 育 長	長谷川隆夫
町民情報課長	大竹 享	教 育 課 長	高橋謙一
健康福祉課長	藤田潤一		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	齋藤正利
--------	------	---------	------

平成21年第4回議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年5月26日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

閉 会

○議長 ただいまから、平成 21 年第 4 回西会津町議会臨時会を開会します。

(1 0 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、3 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、荒海清隆君、11 番、長谷川徳喜君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 5 月 26 日の 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 5 月 26 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただ今、町長が提案理由でご説明申し上げたところでありますが、今次の改正は、去る 5 月 1 日、国の人事院において、昨年来の世界的な金融危機に端を発

した急激な景気の悪化に伴い、民間企業における本年の夏季一時金が、前年を大きく下回る見通しであることを踏まえ、国家公務員の本年6月期の期末手当について0.15月分を、また勤勉手当についても0.05月分の計0.2月分の支給について、暫定的に凍結するよう政府に臨時勧告を行ったところであります。

これを受けまして、県人事委員会におきましても、去る5月12日に現下の経済情勢を踏まえ、人事院の臨時勧告と同様の内容で県及び県議会に臨時勧告を行ったところであります。

町長等の特別職の給与等につきましては、これまでも職員給与に対する国の人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じて改正してきた基本的な考え方と経緯がございます。

職員の期末・勤勉手当の改正につきましても、今議会の議案第3号として上程しているところでありまして、特別職の期末手当につきましてもこれまでの経緯等を十分に考慮いたしました結果、職員に準じた改正が必要と判断し、ご提案申し上げる次第であります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。附則に、第5項を新たに加えるものでありまして、町長及び副町長の本年6月期の期末手当支給率を「100分の160」から「100分の145」へ0.15月分、暫定的に凍結するものであります。

次に第2条は、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。附則に、第5項を新たに加えるものでありまして、こちらも教育長の本年6月期の期末手当支給率を「100分の160」から「100分の145」へ0.15月分、暫定的に凍結するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

なお、今次の改正による影響額であります。合計で約33万3千円の減額となる見込みであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今説明を聞いておりましたんですけども、町長等の給与及び旅費とありますね、旅費に関するというのは、どういうことなので条例は、結局はどのように変えたかというのが私は分からないので、その辺どうなっているのでしょうか。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　ご質問にお答えをいたします。これは、条例の名称でございまして、この条例においては、町長と副町長の給与、それから町長と副町長の旅費にかかる内容が定められた条例でございまして、条例の名称ということで、今回は期末手当の改正だけでございますけれども、条例名に旅費という文言が入ってございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今回の総務課長の説明では、ひとつの文言であって、特別旅費というあれはないのだという説明であったけれども、こういうことがあつたら紛らわしいんですよ。見たとおりね、町長等の給与及び旅費に関する条例というのは、旅費に関するというのは、要するにどんなふうにもこのあれだと、私はそう思うしかないんですよ。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 これは、条例の名称でございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今回のように5月1日に人事院が公務員給与について勧告するというのは、非常に稀な例だと思うんですが、なぜ臨時勧告になったのか。それで民間との格差を問題にしているようですが、人事院なり、或いは県の人事委員会なりが、果たして民間の実態調査をきちっと行っているのかどうか、甚だ疑問であります。というのも、5月21日の衆議院の総務委員会で谷人事委員会総裁自身が、サンプル数が非常に少なくとみずから認めているということが明らかになりました。通常だと11,000社を対面調査で実施するといわれておりますね。それが今回は2,700社、それも郵送による調査だったと。その中で期末手当を決定していた会社というのは、10パーセント程度であったということが明らかになっています。こういう民間との格差を問題にするのであれば、その対象たる民間の実態、これを明らかにしなければ比較なんていうのは到底できないと思うのですが、その点執行部でどうとらえておられるかお聞きをいたします。

それと、もう1点は、新聞報道等によれば、県の職員は、人事委員会の勧告に対して今まで5パーセントだけ給料カットになっていたと、それを元に戻すから人事院の勧告どおり、0.2ですか、職員は、0.2をのんだというような報道もありますが、この点については、どうでしょうか。さらにこの町も今まで職員に対しては、大変手当なんかは相当カット、例えば最近の例であれば、寒冷地手当の引き下げ、或いは大幅な職員数の削減、そういうことで非常に人件費というものを抑えてきた。今まで抑え込まれていた諸手当或いは給料そのもの、そういうものはこの不利益に、不利益だな0.2カ月分もカットされるんだから、それに対して代償措置というのはあるのでしょうか。

以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それではご質問にお答えを申し上げます。

まず第1点目の今回の臨時勧告に至った経緯ということでございますが、議員もおただしありましたように、今回の調査につきましては、非常に限定された調査ということでありまして、例年でありまして、5月から職種別に民間給与の実態を1年間かけて、1年間分を調査して8月に人事院勧告として出すということでありまして、今回におきましては、民間企業の春季の改定状況が非常に悪いというようなことから、昨年来の世界的な金融危機を反映して非常にその決定額が悪かったということでありまして人事院において特別調査として4月7日から24日の間の短期間の中で調査をしたということでありまして、今回の調査をした会社の中でですね、実際に夏の一時金が決定された企業は全体の2割と

いわれております。その2割の平均の対前年の減少率が14.9パーセントのマイナスということでございまして、これをさらに産業別に見てまいりますと、製造業が22.0パーセントの大幅なマイナスということでございました。これに対してその他の産業で見ますと6.0パーセントのマイナスということでありまして、製造業とその他の産業では、非常に大きな差が出たということでございますけれども、全体で14.9パーセントのマイナスというふうになったのが、製造業におけるいわゆる夏季一時金の決定が5割を超えていたということでそれが大きなマイナス幅に影響したというような報告がございました。

それからもう1つ議員おただしのありましたように短期間の中でかつ調査の方法がですね、実地調査ではなくて、いわゆる通信調査、郵送で調査をしたということでありますので、それらを通年ベースに置き換えて推計いたしますと、13.2パーセントのマイナスかということで、人事院のほうでは推計をしたところであります。これを基にしまして、今回支給の6月期の期末勤勉手当、合計で2.15月これまでであったわけですが、それにかけますと2.25月分に相当するわけですが、今回の調査が短期間、それから通信調査でやったということを踏まえまして0.05月分は、差し引いて合計で2.2月分を、暫定的に凍結することが適当ということで出されたということでございます。

それから2点目の県職員の関係でございましてけれども、これも議員おただしのように5パーセントのこれまで職員給削減ということでされておったようであります。これは県の財政難ということで、県の自主的、自主的というとおかしいですけれども、県のみずからの5パーセントカットということでありますので、今回県職員については、その分を復元した上で今回の人事院勧告に則ってやることはやむを得ないだろうということで県のほうでは、県の職員組合等においても判断されたということでございます。

町のほうでありますけれども、町のほうとしましてもこれまで期末手当の削減、議員おただしの寒冷地の削減とかいろんな削減がありましたけれども、これらはいずれも人事院勧告等に基づいて行ってきたということでありますので、今回についても人事院勧告に基づいて町も対応していきたいということで考えております。なお、代償措置はあるのかということでありますけれども、今ほど申し上げましたように、人事院勧告等に基づいてやってきた内容でございまして、特に代償措置というものはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回提案されたのは、人事院勧告でありますから、議案第1号でお尋ねをするわけですが、人事院勧告に基づいて今回提案がなされると、私も常日頃、基になるのは人事院の勧告だと、これに代わるものといえば、そうはないなど。これを尊重して給与等決めていくのは当然だと思いますが、しかしそれだけでいいかなというものもあるわけがあります。というのは、1つは、首長との兼ね合いで首長の議長は何パーセント、議員は何パーセントというような、ものさしが今までもありましたし、或いは職員のラスパイレスがどうなるんだ、或いはもっと広くみれば、町では国保税等は管内の自治体と比較をしておりますが、西会津の給与体系は管内から見てどうなのか、或いは同規模の自治体からみればどうだと、そういうところにも目を配って決めていく必要があるのではないかなと思っておりますので、その町長に対する割合、ラスパイレス、それから管内の自

治体等で把握してあれば、実態をお知らせしていただきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えをいたします。

まず、首長の西会津町の県内における状況ということでございますけれども、町長におきましては、現在 73 万 800 円ということでございますけれども、これを県内の町村 46 町村でございますけれども、平均いたしますと 76 万 7,053 円ということでございまして、平均よりは 3 万 6,000 円ほど低いという状況でございます。上からみますと、46 町村中 31 番目というようなことでありまして、県内の平均よりは低いというような状況でございます。

それから議会議員の報酬の、今おたしありましたように、首長に対しての比率はどうかということでございますけれども、議会議員の議員報酬の決定にあたりましては、これまで、さかのぼって調査をしてみますと、昭和 53 年の 7 月に全国町村議長会の中で、議員報酬のあり方についてということで報告が出されているようであります。その中で議長は首長の何パーセント、副議長何パーセント、議員何パーセントということでございまして、その内容を踏まえて県の町村議長会の役員会で国と県の調整を図ったうえで、各町村の議会事務局に流した数字がございます。その内容をみますと、議長が町長の 35 パーセント、それから副議長が 29 パーセント、議員については 26 パーセントと、これらがおおむね妥当な率合いだろうということで県の町村議長会のほうから、示されたようであります。本町の状況を見てまいりますと、議長におきましては、町長の 36.40 パーセント、副議長については 29.75 パーセント、議員につきましては 26.75 パーセントということでありまして、議長の率合いについては、若干高くなっておりますけれども、これ端数の調整の関係ということだと思っておりますので、おおむね、この県の町村議長会から示された内容に基づいて西会津町は定められているということでございます。なお、県内の現在の状況につきましては、この率を維持しているところもあるでしょうし、また現在は決定については、その町村の判断でいろいろ勘案して決定するということでありますので、この率が一概に維持されているかどうかというのは、その町村によってまちまちであるということでございます。

それから、職員のほうのラスパイレスの状況でございますけれども、ラスパイレスにつきましては、平成 19 年度が 91.6 でございました。平成 20 年度が 95.3 ということで 19 年度に比較いたしますと、3.7 ポイントほど上昇したということでございます。これは特に給与体系を上げたということではなくて、職員の勤務年数の区分等の変更によって率も多少影響があるということで変わったというような状況でございますけれども、前年から比較いたしますと 3.7 ポイントほど上昇しているということであります。県内の町村平均が平成 20 年度で 96.5 でございますので、本町におきましては、平均よりやや低いというような状況にはございます。

そういうことで議員おたしのようにいろんな要素を考慮して給与体系を定めるべきでないかということでございますけれども、先ほど 14 番議員にもお答え申し上げましたように町の給与体系の改正にあたりましては、これまでも人事院勧告、それから県の人事委員会の勧告、こういったものに基づいて改正を行ってまいりましたので、今次もそのよう

な方針でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 これでは質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 これから議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員の期末手当の支給率を改正するものであります。

改正の趣旨につきましては、町長の提案理由とただ今ご議決をいただきました議案第1号でご説明申し上げたとおりであります。議会議員の報酬及び期末手当の支給につきましては、従来より町長等の給与及び期末手当の支給率を参考に改正してまいったところがあります。

今次の期末手当の改正につきましては、これまでの基本方針に基づき検討いたしました結果、町長等と同様の内容で改正することもやむを得ないと判断いたしましたので、改正案をご提案申し上げる次第であります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の2ページをご覧くださいと思ひます。

附則に、第2項を新たに加えるものでありまして、議会議員の本年6月期の期末手当支給率を「100分の160」から「100分の145」へ0.15月分、暫定的に凍結するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

なお、今次の改正による影響額であります。合計で約48万8千円の減額となる見込みであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、改正の趣旨につきましては、町長の提案理由と議案第1号でご説明申し上げたところでありますが、公務員につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されておりまして、民間企業のように労使交渉によってみずからの給与を定めることが出来ないことになっております。そのための代償措置といたしまして、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に「職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。」と規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改正を行ってきたところであり、今次の改正にあたりましても国の人事院勧告等に準じて行うものであります。

改正の主な内容であります。職員の本年6月期にかかる期末手当について0.15月分を、また勤勉手当についても0.05月分の計0.2月分の支給について暫定的に凍結するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。

附則に、第11項を新たに加えるものでありまして、一般職員の本年6月期の期末手当支給率を「100分の140」から「100分の125」へ0.15月分、また勤勉手当の支給率につ

いても「100分の75」から「100分の70」へ0.05月分、暫定的に凍結するものであります。

次に、再任用職員につきましても、本年6月期の期末手当支給率を「100分の75」から「100分の70」へ0.05月分、また勤勉手当の支給率についても「100分の35」から「100分の30」へ0.05月分、暫定的に凍結するものであります。

次に、附則であります、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。なお、今次の改正による影響額であります、合計で約1,047万1千円の減額となる見込みであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今このことについての説明は、総務課長からなされたわけですが、その中で総務課長のいわくには、公務員はいわゆるみずから、俗に言うストライキというかな、民間企業みたいにそういうこともできないために、すべて人事院勧告によって行動を起こすんだと、こう説明がありましたけれども、今それに私はねえ、どうこうと反発するわけではないけれども、今民間企業みたいにといいけれども、民間企業大変なんですよ、はっきり言って。1週間に3日休みなさいとか、時間を5時間短縮しなさいとか、その他の保証が全然ないんですよ。民間企業なんて全然良くないですよ。むしろそれから見れば、公務員、役人って昔から役人天国っていうんだから、公務員ね。そういったかたがたはですね、今、勤勉手当とか通勤手当とかね、寒冷地手当とか、あの手当、この手当、全部とは申しませんが、ある企業の1年分のボーナスにも相当するところという報道がされた、私は聞いた記憶がありますよ。したがって、公務員が自分の行動を起こして、できないために人事院勧告によってやるっていうけれど、私から言えば、公務員すなわち、皆さんは恵まれ過ぎと思うんですよ。そうことを申し添えておきますよ。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　今次の改正にあたりましても、いわゆる民間企業の景気の悪化ということを反映して、これまであまりされたことのなかった臨時勧告ということで出されたわけです。先ほども申し上げましたように公務員の給与については、人事院が例年5月から前年の1年分の民間企業の実態を調査してその内容を反映して勧告を出すということですので、その結果が表れるのは極端に言えば1年後というような形でありまして、今回の臨時勧告については、それを待たないで緊急性が非常に高いということでありますので、1年を待たないで5月に一部を引き下げの、据え置きといいますか、凍結の人事院勧告を出したということですので、民間のその景気の状態を反映して今回改正するというのでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　質疑に入る前に議案書の3号議案の附則に次の1項を加えるということになって、3行目の真ん中辺からですね、『同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分

の75」とあるのは「100分の125」とあるのは、点もないもないので、どういうふうに理解したらいいんでしょうか。

この辺からまずもう1回説明してください。

議案書の第3号議案のあれになってるやつで、句読点も何もないので、どこで切ってどうなるんだということがちょっと理解しにくいのです。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えをいたします。まず第20条の第2項と第3項の関係でございませけれども、まず20条の第2項であります、これは期末手当で一般職に関する率合いということでございます。条例の本文と比較していただくとあれだったんですけども、ちょっとないものですから、2項の中で6月に支給する場合については、100分の140という率が規定されております。それを今回100分の125ということであります。

それでその次に同条第3項中100分の140とありますけれども、これはですね、再任用職員に対する関係でございまして、一般職の100分の140、6月期の支給割合でありますけれども、それを読み替え規定で再任用職員については、100分の140を100分の75とするものであります。

今回の3号議案もう一度ご覧いただきたいと思いますが、最初から申し上げますと、「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第3項、並びに21条第2項の規定の適用については、20条第2項中」、ここは一般職の100分の140が100分の125に0.15月分下がりますと、ここで一旦ひとつ切れます。それから「同条第3項中」再任用職員の関係であります、100分の、ここにカギ括弧が2つついてます。それで、カギ括弧2つある100分の140で括弧閉じ、あるのは100分の175、ここでまたカギ括弧が2つございます。ここがひとつの区切りになります。これをいわゆるそっくり置き換えるということで、その次にまたカギ括弧が2つありますので、それを100分の125とあるのは、100分の170、ここでまたカギ括弧が2つありますので、ここで一旦切れるということになります。

カギ括弧自体の改正というような形でありますので、ちょっと複雑になっておりますが、ご了承いただきたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 書式でこれが正しい書き方なんだということが、分かればそれでいいんですけど。世間一般で文書読むと句読点も丸もないということで甚だ分かりにくかったので、条文上はこういうふうな表現で間違いはないということだけ、確認できればいいです。

今ほどこの減額の影響額というのは、職員分で1,047万1千円と説明があったですか、そうすると、現在、職員数は128名と聞いておりますが、そうすると単純にこの1,047万1千円を単純に割れば一人あたりに、8万1,800円こうなりますね。今ほど議決しました町長等では、3人で33万3千円ですから、1人、11万1千円、約7割強に、対町長等と比べて、職員は7割もの影響額があるというふうにみていいんでしょうか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今職員の一人あたりの影響額と町長の影響額で7割位ということでございますけれども、そもそも支給の率合いが特別職と一般職では率が違っております。今回

は、特別職については、従来 1.6 月を 0.15 月、それで一般職については、1.4 月を同じく 0.15 月と減額する月数は同じでございます。一方で手当として勤勉手当というものがございますけれども、これは特別職にはございません。一般職については、これまで 0.75 月を 0.70 月ということで 0.05 月減額するということでありまして、一般職に勤勉手当がある分特別職については、その支給の割合が大きいわけでありまして、おただしの中では首長の 7 割位の影響かということでありまして、これは支給の率合い等も違っておりますので、また、支給する制度の内容、期末と勤勉手当の関係もございまして、一概に首長の何割の影響がこれだけあるということでは説明できかねる部分もあるのかなということでもありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 先ほどラスパイレスを出しましたが、町ではラスパイレスどの程度がいいのかと、先ほどですと、91 あるいは 95 と職員の年齢構成によってかなり差があるという話ですが、望ましいラスパイレスは町としては、どういうふうにしてとらえておられるかということ。それとそのラスパイレスが高い低いによって地方交付税なり交付金等に影響があるのか、ないのか。

以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 質問にお答えをいたします。

ラスパイレスの関係でありますけれども、これは国家公務員をいわゆる 100 に対しまして、地方公共団体の給与の水準はどうなんだと、そういった目安でございますけれども、本来からいえば、国家公務員と同じ 100 というのが、一番いいのかなというふうには考えますけれども、その各市町村、地方公共団体らによってその財政状況もございまして、一概に 100 がいいかどうかというのはちょっといろいろ物議のあるところかなというふうには考えております。少なくとも県内の町村の平均程度で推移するのがいいのかなという考えがございまして。

それからラスパイレス 100 を超えた場合でありますけれども、これについては、当然総務省等からですね、100 に抑えるようにというような指導はございます。町のほうとしては、これまで 100 以下でありますので、そういった指導等はございませんけれども、交付税についても、特に規定された部分はないというふうには考えておりますけれども、100 を超えれば財源的に余裕があるというふうにも捉えられますので、国の指導等の中で 100 になると思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14 番、清野興一君。

○清野興一 私は、この職員の給与に関する条例改正には反対であります。今の経済状況、特に西会津の町うちを見れば、11 番議員も質疑の中で出していたように週休 3 日ぐらしか勤めることができない、それで当然賃金も当たり前の賃金でなくて、4 割カットというような話も聞こえてきています。だから、単純に民間の町民の感情という点ではやむを得

ない面もあるのかなど、こういうふうにも思いますが、しかし公務員はアルバイトも禁止され、そして質疑でも明らかなように職員今入りたての人からもうすぐ定年を迎えるというような平均で8万1,800円の影響額であります。町の予算は、年間予算として人件費は確保した予算であります。一方民間は、大手といわれるそういう会社は内部留保を何百億円も貯めて、なおかつ役員手当に役員の賞与あるいは配当こういうところに大きくその利潤の大部分を割いておきながら、職員には低賃金を迫る、或いは臨時雇い、こういう派遣社員、こういう状況が一方にあります。ですから、そういうことをみれば民間と公務員の格差ますます拡大していくであります。高いところを低めるのではなしに高いところに低い給料、手当、これを引き上げていく、こういうことをしなければ、今冷えきった国内経済なんといっても、国内消費拡大が問われていることと思います。そういう点で、今町の職員たちをみれば、この近辺には大学もない、最高の学問をするには、遠く離れたところで下宿、アパートを借りざるを得ない、こういうことで子育てに大変お金がかかるという地域に住んでおります。こういうことをみた場合、この職員の給与に関する条例これは、取り止めるべきではないか、最初に約束したその約束に基づいた予算の執行、これができるはずでありますから、せめて職員についての減額は取り止めるべきだと思いますので皆さんのご賛同お願いいたします。

以上であります。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今ほどのお話を聞いていて、私ももっともだと思ったのもあるわけですが、地方公務員は役場の職員だけではありませんし、先生もお巡りさんも、そして全国のすべての自治体に公務員がおられるわけでありまして、その人たちの給与が下がるということは、経済の発展にマイナスだと。今国は21年度の補正予算で十何兆円ですか、景気対策をしながらこういう政策は矛盾することがあるなと私も思います。全部の自治体に及ぼすことであります。しかしそうはいいいながらも、根幹をなすのはやはり人事院勧告だと。やはり公務員の給与は制度上人事院勧告の勧告にしたがってやっていくべきであって、大きな差がでた場合には、是正の措置も必要でありましょうが、人事院の勧告を尊重して決めていくと。それに代わるものが今ないと思っておりますので、今回もそういう状況がありますが、人事院勧告に基づいての提案でありますので、諸君の皆さまのご賛同をお願いいたします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長　本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、山口博續君。

○町長　町議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

近頃、町議会臨時会が度重なり、皆さまにはご苦勞をおかけし申し訳ありませんが、本日につきましては、条例の改正3件であり、重要な案件であり、ご理解を賜りたいと思います。

本日提出いたしました案件につきましては、全議案につきご承認を賜りました。衷心より御礼を申し上げます。いよいよ暑さに向かう季節になりましたが、皆さまには益々ご自愛のうえ、町勢進展のため、ご協力、ご尽力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

○議長　これをもって平成21年第4回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時10分)